



始





第251

800

## 目 次

一 獨逸文化研究所ノ由來、主旨及事業..... 一頁

二 研究所定款（附、理事、監事ノ名簿）..... 三

三 沿革..... 三

四 研究所講習部規定..... 八

五 日獨文友會規約..... 三

六 研究所使用規定..... 五





## 獨逸文化研究所ノ由來、主旨及事業

昭和六年（一九三一年）時ノ獨逸大使ドクトル・フォーレッチュ氏ト伯爵清浦奎吾氏（現本研究所總裁）トノ發議ニヨリ「獨逸文化研究所」（Deutsches Forschungsinstitut）設立ノ計畫ガ立テラレマシタ。之ヨリ先キ京都帝國大學ト「ライプチヒ」大學トノ間ニ學生交換ノ事業ガ企圖セラレ其後着々トシテ其實行ヲ見、今ヤ既ニ五名ノ獨逸學生ヲ迎ヘ四名ノ日本學生ヲ送ツテ居リマス。ソシテ一方ニハ一九三二年ノ「ゲーテ」百年祭ヲ契機トシテ昭和六年五月京都ニ「日本ゲーテ協會」ガ設立セラレ「ゲーテ」ヲ中心トスル獨逸文化ノ研究ト普及トニ努ムル事トナリ、昭和七年ニソノ年鑑第一卷ガ發行セラレマシタ。

本研究所ハ是等ノ事業ト內面的聯絡ヲ保チツツ一層廣義ニ於ケル獨逸文化ニ關スル知識ノ增

進ト普及トヲ目的トシテ生レタモノデアリマス。從テ獨逸語及獨逸學術ノ授講ト研究トヲ主トシ、併セテ獨逸語ニ依ル日本ノ學術、文學、美術、風俗、產業其他一般日本文化ノ海外紹介ニ寄與貢獻セントスルモノデアリマス。

此ノ目的ヲ達成センガ爲メニハ聽講者ヲ募ツテ獨逸語學及ビ學術ヲ習得セシムル外、隨時講演、演劇、音樂、映畫等ノ會合ヲ催シ、最モ自由ニシテ且ツ實際的ナル方法ニ依リ知識ト趣味トノ啓發、涵養ヲ圖リ一方日獨文化ニ關スル文獻ノ蒐集、翻譯、紹介並ニ出版等ノ事業ヲ行フ豫定デアリマス。尙此外日獨親善ノ爲メニハ諸般ノ社交的事業ニ對シテモ直接間接ニ力ヲ協セマスノニ吝カデナイコトハ茲ニ申上ゲル迄モナキ次第デアリマス。

昭和九年十一月三日

## 社團法人獨逸文化研究所定款

### 第一章 目的

第一條 本社團ハ營利ヲ目的トセサル社團法人トシ京都市ニ研究所ヲ設ケテ日獨文化ニ關スル智識ノ增進並ニ日本國內ニ於ケル獨逸文化ニ關スル智識ノ普及ヲ圖ルカ爲メ講演講義其他ノ學術的事業ヲ行フコトヲ以テ目的トス

### 第二章 名稱及ヒ事務所

第二條 本社團ハ社團法人獨逸文化研究所ト稱ス

第三條 本社團ノ事務所ヲ京都市左京區牛之宮町壹番地ノ貳ニ置ク

### 第三章 資產

第四條 本社團ノ基本資産ヲ金拾萬圓トシ本社團設立ノ爲メニ爲サル、寄附財產ヲ以テ之ニ充ツ

前項ノ資產ハ其ノ一部ヲ以テ會館ノ建築費ニ充テ殘額ハ適當ノ方法ニ於テ之ヲ保管スヘキモノトス

不動產ノ讓渡其他ノ處分並ニ賃貸借ハ社員總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ爲スヲ得ザルモノトス

第五條 社團ノ經費ハ資產タル財產ヨリ生スル利子其他ノ收益、研究會ノ事業ヨリ生スル收入、寄附金ヲ以テ支辨ス

社團カ解散スルトキハ社團ノ財產ハ第一條ノ意味ニ於ケル學術的事業ノ爲メニ使用スヘキモノトシ其ノ實施細則ハ社員總會之ヲ定ム

毎年度末ニ剩餘金ヲ生シタル場合ニハ之ヲ翌年度ニ繰越ス  
第六條 會計年度ハ毎年四月壹日ヲ以テ始マリ翌年參拾壹日ヲ以テ終ハル

## 第四章 理事及ヒ監事

第七條 理事會ハ九名ノ理事ヲ以テ組織シ次ノ者ヲ以テ理事トス

- 一、京都帝國大學總長ノ現職ニ在ル者
- 二、日本國駐在獨逸國大使ノ現職ニ在ル者
- 三、所管領事ノ現職ニ在ル者

四、京都帝國大學總長カ日本帝國文部省トノ協議ヲ以テ日本人タル當該專門學者中ヨリ選定シタル者貳名

五、社員總會ニ於テ社員中ヨリ選出セラレタル者四名

第八條 前條第四號及第五號ノ規定ニ依リ理事タル者ノ任期ハ之ヲ四年トス

但理事會又ハ社員總會ニ於テ多數ノ決議ヲ以テ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得  
前項ノ理事中缺員ヲ生シタル場合ニ於テ補欠トシテ理事ト爲リタル者ノ任期ハ前  
任者ノ殘期間トス

第九條 理事ノ任期満了後ト雖モ後任者決定スルマテハ理事ノ職務ヲ行フモノトス  
理事會ハ理事ノ互選ニ依リ理事長壹名及ヒ常務理事壹名ヲ定ム

理事會ハ社團ノ事務ヲ統轄シ研究所ノ事業計劃並ニ豫算ヲ決定ス理事會ハ六名以上ノ理事出席シタル會議ニ於テ出席シタル理事ノ多數決ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲スヘキモノトシ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

理事長ヲ缺クトキ又ハ疾病其他ノ事故ニ因リ一時其任務ヲ行フコト能ハサルトキハ常務理事之ニ代ハリ、常務理事ニ付キ同一ノ事由アルトキハ年長ノ理事其ノ年齢ノ順位ニ從ヒ之ニ代ハルヘキモノトス

第拾條 理事長ハ理事會ノ決議ヲ執行シ社團ノ一切ノ事務ヲ管掌シ且理事會ノ議長トナル常務理事ハ理事長ノ指揮ヲ受ケテ日常ノ事務ヲ執行ス

第拾壹條 第三者トノ間ノ行爲ニ付キテハ理事長ハ常務理事ト共同シテ社團ヲ代表スヘキモノトス

第拾貳條 本社團ニハ監事貳名ヲ置ク

監事ハ社員總會ニ於テ社員中ヨリ之ヲ選舉ス  
監事ノ任期ハ四年トシ第八條ノ例ニ依ル

## 第五章 社員總會

第拾參條 社員總會ハ理事長之ヲ招集ス

各理事ハ理事長ニ對シ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ總會ノ招集ヲ求ムルコトヲ得、此メ場合ニ於テ理事長カ一週間内ニ招集ノ手續ヲ執ラサルトキハ其ノ理事ハ自己ノ名ヲ以テ之ヲ招集スルコトヲ得

總會ノ招集ハ會日ヨリ二週間前ニ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル書面ヲ發スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

第拾四條 理事長ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ通常總會ヲ招集シテ事業ノ狀況ヲ報告シ決算ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

監事ハ前項ノ報告及ヒ決算ニ付キ總會ニ對シ書面ヲ以テ其ノ意見ヲ報告スヘシ

第拾五條 總會ニ於テハ理事長トナリ理事長故障アルトキハ常務理事之ニ代ハル、總會ノ決議ハ三分ノ二以上出席シタル總會ニ於テ出席シタル社員ノ多數決ニ依ルヘキモノトシ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

社員ハ社員タル者ヲ限り代理人トシテ總會ニ出席セシムコトヲ得

第拾六條 定款ノ變更及ヒ解散ノ決議ハ總社員ノ四分ノ三以上ノ決議ニ依ルコトヲ要ス

## 第六章 社員

第拾七條 本社團ニ財產ヲ寄附シタル者ニシテ書面ニ依ル入社ノ申出ヲ爲シタル者アルトキハ本社團ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ社員トスルコトヲ得

前項ノ寄附者ニ非スシテ書面ニ依リ入社ノ申出ヲ爲シタル者ニ付キテモ理事會力適當ノ資格アル者ト認ムルトキハ其ノ決議ニ依リ之ヲ社員トスルコトヲ得

第七條第一號乃至第四號ニ依リ理事タル者ハ理事在任中ハ當然社員タル資格ヲ有ス

第拾八條 理事會ハ名譽社員ヲ選定推薦スルコトヲ得

名譽社員ハ當然本社團ノ社員タルモノトス

第拾九條 本社團ハ理事會ノ決議ニ依リ名譽總裁壹名ヲ推戴ス

第貳拾條 社員ハ死亡、書面ニ依ル脱退ノ申出及ヒ除名ニ因リ退社ス

除名ハ理事會ノ決議ニ依リテ之ヲ爲ス但除名セラレタル社員ハ除名決議ニ對シ社員總會ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

## 第七章 研究所

第貳拾壹條 研究所ハ日獨文化ノ相互的理解ヲ深化シ殊ニ日獨文化ニ關スル學術的事業ヲ催進スルコトニ依リテ社團ノ目的ノ實現ヲ圖ルヲ以テ其ノ任務トス

研究所ノ事務規定ハ理事會之ヲ定ム

研究所ハ主事之ヲ管掌シ理事會ノ毎年定ムル事業計劃及ヒ豫算ノ範圍内ニ於テ獨立シテ事務ヲ行ヒ理事會ニ對シテ其ノ責ニ任ス

主事ハ理事會カ前項ノ規定ニ從ヒ定メタル豫算ノ範圍内ニ於テ主事ノ管理ニ任せタル財產ニ付キテハ有効ニ之ヲ處分スルノ代理權ヲ有スルモノトス

## 附 則

本社團設立ノ時ノ理事ハ九名監事ハ之ヲ二名トシ設立者ノ多數ノ決議ヲ以テ之ヲ選定ス

前項ノ理事及ヒ監事ノ任期ハ設立後ノ第一次ノ通常總會ノ終結ヲ以テ満了ス

總裁	伯爵	清浦	奎吾
理事	文學博士	京都帝國大學總長	
理事	獨逸國大使	濱田耕作	
理事	ドクトル	フォン・デイルクセン	
理事	獨逸國總領事	ドクトル	ワグネル
理事	樞密顧問官	医学博士	荒木寅三郎
理事	京都帝國大學教授	文學博士	成瀬
理事兼常務理事	文學博士	下鄉傳平	清
理事長		竹内萬兵衛	
理事			



開所式式場

沿革

昭和八年

五月二十一日 社團法人獨逸文化研究所の設立總會を開き定款承認の件その他を決定。

十一月十三日 文部省より社團法人設立認可を受く。

昭和九年

三月十一日 吉田神社宮司によりて地鎮祭執行、建築用地は特に文部省より京都高等工藝學校移轉跡の一部を貸與されたるなり。

五月三十日 第一回社員總會を開き理事九名監事一名改選の件その他を決定。

十三

主事 理事  
ドクトル ドクトル 成瀬 太郎  
ト ラウツ  
西彥太郎 達

十二

(各號記名順ハ定款第七條各號順ニヨリ其第四、五)

十一月三日 明治節、東久邇宮殿下の台臨を仰ぎ開所式を舉ぐ。清浦總裁以下各理事及監事、來賓として齋藤京都府知事を始め内外朝野の名士百餘名參列。理事西彦太郎氏司會、理事長弘世助太郎氏の挨拶、獨逸大使代理大使館參事官ドクトル・ネーベル氏、總裁清浦伯爵の式辭、松田文相、松井京都帝國大學總長、齋藤知事、大森市長、日獨文化協會などの祝辭あり、内野照子嬢、マリア・トル嬢の記念式樂を以て式を閉づ。尙JOKとベルリン放送局間に日獨交換放送を行ひ、獨逸文部大臣ルスト氏、元駐日獨逸大使フォレツチュ氏、駐獨大使永井松三氏の挨拶と松田文部大臣、駐日獨逸大使デイルクセン氏、清浦總裁、松井京大總長、弘世理事長の挨拶を交換し、研究所開所の意義を記念せり。

十一月四日 日本ゲーテ協會昭和九年度大會を行ふ。

十一月七日 高松宮同妃兩殿下の御視察の光榮に浴す。

十一月十七日 講習部開講。

十一月二十一日 獨逸大使デイルクセン氏來所視察。クリスマス祝賀會を催す。  
昭和十年

二月十日 日獨文友會主催原千恵子嬢の「ピアノの夕」を催す。

二月十七日 シーポルト遺品展覽會を開催。

四月二十日 (ヒットラー總統生誕記念日) 主事トラウツ氏の記念講演あり、日獨文友會主催「京阪女流音樂會」を開く。

五月卅一日 第二回社員總會。

十月七日 清浦總裁、武者小路駐獨大使、デイルクセン獨逸大使來所、歡迎茶會を催す。

成瀬理事、西理事を加へてJOKより「獨逸を語る座談會」の記念放送あり。

十月二十日 より四日間シーポルト展覽會。

十一月三日 創立一周年記念式を行ふ。夜は音樂、映畫、脚本朗讀などあり。

十一月廿三日 獨逸經濟使節キープ氏一行來所。

十一月十日 獨逸グライダー界の權威ヒルト氏一行のうちバウア氏來所講演。

十二月廿三日 クリスマス祝賀會。餘興。

昭和十一年

三月七日 獨逸巡洋艦カールスルーエ號乗組員一行二十六名來所、歓待、市中を案内す。

四月二十日 ヒットラー總統生誕祝賀會舉行、遠く祝電を送る。

五月八日 獨逸音樂使節として來朝せるウイヘルム・ケンプ氏のピアノ演奏會を催す。

聽衆多數、藝術的感銘深く、大成功を收めたり。

六月五日 獨逸樞密顧問官下クトル・リヒアルト・フォン・ギーナント男爵の兩氏來所參觀さる。

六月八日 第三回社員總會を開く。夜は獨逸



トンベーア・ブンケ

大使館參事官下クトル・コルブ氏の「人格、種族、國家」の講演あり。

十月八日 ハイデルベルク大學教授エーワルト・ブーケ氏來訪。

十月廿六日 洪牙利ブダペスト市フランツ・ホツプ博物館長タカツチ教授の講演會を開く。

演題は「ルコック氏の中央アジアに於ける發掘物並びにその東亞及西部アジアの藝術史に對する意義」。

十一月三日 創立第二周年記念日。午後は日本ゲーテ協會の年度大會あり。エーワルト・ブ

ーケ教授、八高教授鼓常良氏、三高教授内山貞三郎氏の講演を公開す。

十二月十二日 日獨防共協定の祝賀會を開催す。夜は國際文化振興會主催による原田治郎氏の「正倉院に就て」なる講演あり。

十二月廿二日 クリスマス祝賀。

## 獨逸文化研究所 講習規定

### 目的

獨逸文化一般の理解と研究を推し進める目的を以て獨逸語學及び學術に關する講義、講演、其他の事業を行ふものであります。「清新、自由、明朗」frisch, frei, froh を標語として獨自の學風を建てることを念とします。

### 講習學期

一年を左の三期に分け、各期とも各級新教材を用ひて開始。

春 期 四月十六日から七月十日まで

秋 期 九月二十一日から十二月十五日まで

冬 期 一月十一日から三月十日まで

休 日 祝祭日、創立記念日（十一月三日）

### 級 別

聽講者の學力程度によつて初級・中級・上級・高級の四級に分ちます。

初級（準備科）ABCから始めて文法一般の基礎的知識を授け、これを簡単な讀書會話に及ぼします。入門初步。

中級（文法科）文法的知識の整理と應用に重きを置き、中級程度の讀物を教授します。一應入門的知識を持つ場合は、この級の利用をお薦めします。

上級（教養科）獨逸文化一般の理解を深めるために、小説隨筆等親しみやすい趣味的な讀物を繙讀します。

高級（研究科）主として専門的書物を講讀し、特に讀書力の根柢と實力の涵養に意を用ひます。從つて大學受験者はこれを利用する事が出來ます。

各級とも毎週月・水・金曜の三回。晝間部（三時三十分—五時三十分）と夜間部（七時—九時）を設けます。都合により任意に他級の時間を選擇聽講するも差支ありません。

### 講 師

獨逸文化研究所主事  
ベルリン大學助教授

Prof. Dr. Fr. M. Trautz  
Frau Prof. H. Trautz

獨逸文化研究所助手

大山定一

獨逸文化研究所助手

大城功

文學士

臼井竹次郎

關西大學助教授

田川基三

大阪商科大學豫科講師

板倉鞆音

日本真策

### 課外講義

毎期數度講演、戯曲・詩歌の朗讀、新刊書籍・新聞・雑誌の紹介（映畫及びレコードを使用する場合もあります）等の爲めの集りを催します。

### 聽講料其の他

聽講料及び入會費は其の期の當初に前納すること。

一旦納入したる聽講料及び入會費は聽講中止其の他理由の如何に拘らず一切之を返付しません。

聽講料 春期 金十二圓（學生・生徒に限り金十一圓）

秋期 金十三圓（右に同じく金十一圓）

冬期 金九圓（右に同じく金七圓五十錢）

入會費

毎期 金五十錢（前期よりの繼續者には特に免除します）

### 一般注意

- 1 聽講希望者は規定の申込書を以て御申込み下さい。（年齢、學歴及び男女を問はず）
- 2 服装は規定しません。

# 日獨文友會規則

二三

## 第一 目的及名稱並ニ事務所

一 本會ハ社團法人獨逸文化研究所ノ趣旨ヲ助成シ併セテ會員相互ノ親睦ヲ增進スルコトヲ以テ其目的トス

一 本會ハ日獨文友會ト稱シ事務所ヲ京都市左京區吉田牛ノ宮町一番地ノ二獨逸文化研究所内ニ置ク

## 第二 會 員

一 本會ニ入會スルニハ幹事會ノ同意ヲ得ルヲ要ス

一 會費トシテ一時金百圓ヲ納付スルモノトス

一 會員タル資格ヲ喪失スルトキハ同時ニ本會ニ對スル一切ノ權利ヲ失フモノトス

一 會員ハ左ノ事由ニヨリ其資格ヲ喪失ス

イ 退會 ロ 死亡 ハ 除名

- 一 左ノニ該當スルモノハ幹事會ノ決議ヲ以テ除名ス
- イ 本會ノ体面ヲ汚シタルモノ
- ロ 本會ノ趣旨ニ違背セルモノ

## 第三 會員ノ特權

- 一 本會ハ獨逸文化研究所ノ許諾ヲ得テ會員ヲシテ左ノ特權ヲ有セシム
- イ 獨逸文化研究所内ノ圖書室及社交室ヲ利用シ得ルコト
- ロ 獨逸文化研究所ノ開催スル講演會等ニ出席シ得ルコト

## 第四 管理及役員

- 一 本會ノ收入中必要ナル事務費ヲ除キタル殘餘額ハ之ヲ獨逸文化研究所ニ寄附スルモノトス
- 一 本會ハ毎年一回會員總會ヲ開キ業務並ニ計算ノ報告ヲ爲スモノトス
- 一 本會ニハ會長一名、幹事三名、評議員若干名ヲ置キ會員總會ニ於テ之ヲ選任ス
- 一 會長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表スルモノニシテ其任期ハ二年トス
- 一 幹事ハ常務ト特別事務トヲ問ハズ一切合議制ニ依リ之レヲ執行スルモノニシテ其任期ハ二

年トス

- 一 評議員ハ幹事ノ諮問シタル事項ニ付キ其意見ヲ述ブルモノニシテ其任期ハ二年トス

### 獨逸文化研究所使用規定

- 一 獨逸文化研究所ハ午前九時ヨリ午后九時マデ之ヲ開ク  
但、研究室(貸室トシテ提供スル場合ヲ除ク)及圖書室ハ日曜、祝日、祭日及創立記念日ヲ休日トシ、社員社交室及食堂ハ無休トス
- 二 圖書室ノ使用ニ際シテハ豫メ圖書閱覽券ノ交付ヲ受ケラルベシ
- 三 研究室、講堂ハ日獨文化ニ關聯スル研究等ヲ目的トスル會合ニ對シテハ實費有料ヲ以テ希望者ニ之ヲ提供ス
- 希望者ハ所定ノ用紙ニ要項ヲ記入シ料金ヲ添ヘテ申込マレ度シ
- 四 社員社交室ハ専ラ名譽社員及社員相互ノ交驩機關トシテ之ヲ提供シ併セテ日獨文友會員ノ利用ニ充ツ
- 五 附屬食堂ハ午前十時ヨリ午后九時マデ之ヲ開ク

日 獨 文 友 會  
御 中

入 會 申 込 書

貴 會 ノ 趣 旨 ニ 賛 成 シ 入 會 致 シ マ ス

昭 和 年 月 日

住 所

職 業

姓 名

電 話

電 話

番 番

昭和十二年十一月一日 印刷  
昭和十二年十一月三日 発行

京都市左京區吉田牛ノ宮町一ノ二

編輯兼  
發行者 森 吉 太 郎

京都市左京區東山線仁王門下ル東入

印刷者 加藤 敬造

京都市左京區吉田牛ノ宮町一ノ二

發行所 (社團)  
法人 獨逸文化研究所

終

